

品川区マイガーデン設置要綱

制定 平成15年3月18日 区長決定
要綱第48号
改正 平成16年4月12日 区長決定
改正 平成17年2月16日 区長決定
改正 平成19年3月28日 区長決定
要綱第67号
改正 平成19年12月1日 区長決定
要綱第145号
改正 平成21年7月17日 区長決定
要綱第366号
改正 平成24年4月1日 部長決定
要綱第157号
改正 平成27年2月3日 部長決定
要綱第63号
改正 平成31年4月17日 部長決定
要綱第220号
改正 令和3年7月1日 区長決定
要綱第192号
改正 令和7年12月15日 区長決定
要綱第242号

(目的)

第1条 この要綱は品川区マイガーデン(以下「マイガーデン」という。)の設置および運営について必要な事項を定めることにより、区内に健全な余暇活動の場を提供するとともに、緑化の推進に寄与することを目的とする。

(設置)

第2条 マイガーデンの名称および位置は、別表のとおりとする。

(利用の内容)

第3条 マイガーデンは、野菜、草花等の園芸作物の栽培に使用するものとし、営利を目的として利用することはできない。

(利用資格)

第4条 マイガーデンを利用することができる者は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 品川区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する世帯
- (2) 福祉または教育を目的として活動する区内に事務所等を有する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に認めるもの

(区画面積)

第5条 マイガーデンの区画面積は、別表名称の欄に定めるマイガーデンごとに同表1区画面積の欄に定める面積を標準とする。

(利用区画)

第6条 マイガーデンを利用しようとする者(以下「利用者」という。)が利用できる区画は、1世帯または1団体につき1区画とする。

2 利用者が利用できる区画は、1回の申請につき1区画とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、区長は、利用者に複数の区画を利用させることができる。

(1) マイガーデンに利用される予定がない区画があるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

(利用申込)

第7条 利用者は、別記第1号様式によるマイガーデン利用申込書を区長に提出しなければならない。

(利用承認)

第8条 区長は、前条の申込みがあったときは、第4条に定める資格の適否を審査し、利用を承認する。ただし、応募数が募集数を超えるときは、抽選により決定し、さらに補欠利用者を定めることができる。

2 前項ただし書の規定による抽選が行われる場合において新規に申込みを行う者による応募があったときは、当該者の当選が優先されるものとする。

3 区長は、第1項の規定によりマイガーデンの利用を承認したときは、利用者に対して別記第2号様式によるマイガーデン利用承認書を交付する。

(利用期間等)

第9条 マイガーデンの利用期間は、あらかじめ区長が定める期間とする。ただし、利用期間内であっても、区長が必要があると認めるときは、利用期間を短縮することができる。

(利用時間)

第10条 マイガーデンの利用時間は、日の出から日没までとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(利用料金)

第11条 第8条の規定により利用承認を受けた者は、区がマイガーデンを維持管理するために要する経費の一部として、年間利用料金(別表名称の欄に定めるマイガーデンごとに同表月額の欄に定める利用料金にその年度内の利用月数を乗じた額)を指定する日までに指定する方法で納入しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認める者は利用料金の納入を免除することができる。

(利用料の還付)

第12条 既に納入した利用料金は還付しない。ただし、利用承認後1カ月以内に利用中止の届出があったとき、および区が都合によりマイガーデンを休廃止したときは、この限りでない。

(禁止行為)

第13条 利用者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 利用承認を受けた区画を、第三者に転貸する行為
- (2) 他の利用者の迷惑となるような行為
- (3) マイガーデンを損傷し、または汚損する行為
- (4) 土地の形質を変更し、または工作物を設置する行為
- (5) 利用の承認を受けた区画以外の場所を使用する行為
- (6) 営利を目的とするおそれがあると認められる行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、マイガーデンの管理上支障があると認められる行為

(届出義務)

第14条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、別記第3号様式による変更届書を区長に提出しなければならない。

- (1) 利用者の住所が変更したとき。
- (2) 利用世帯の代表者に変更が生じたとき。
- (3) 利用団体の代表者に変更が生じたとき。
- (4) マイガーデンの利用を中止するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき

(利用の取消し)

第15条 区長は次の各号のいずれかに該当するときは、マイガーデンの利用承認を取り消し、または停止し、もしくは制限することができる。

- (1) 利用者が第4条に定める利用資格要件に該当しなくなったとき。
- (2) 利用者がマイガーデンを1カ月以上にわたり利用しないで放置しているとき。
- (3) 利用者がこの要綱またはこれに基づく定めに違反したとき。
- (4) 区が都合によりマイガーデンを休廃止する必要があるとき。

2 区長は、前項の規定により利用の承認を取り消し、または停止し、もしくは制限したときは、利用者に対して別記第4号様式マイガーデン利用承認取消等通知書により通知する。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、第9条に規定する利用期間が終了したとき、または前条の規定により利用承認を取り消されたとき、もしくは利用を中止したときは、当該利用区画の土地を速やかに原状回復し、区長に返還しなければならない。

2 利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、耕作物等の所有権は放棄し

たものとみなして区長がこれを執行し、これに要した経費は利用者が負担する。

(利用者の権利)

第17条 利用者は、マイガーデンの利用に伴う地上権、耕作権その他の権利を有しない。

(用具等)

第18条 マイガーデンの利用に必要な用具その他の器材、種苗、肥料等は、原則として利用者が負担する。

(危険負担)

第19条 区は、天災、病害虫、盜難その他第三者の行為に起因して生じた耕作物その他の損害に対し、一切の責任を負わない。

2 区は、第15条第1項第4号の規定により利用期間内にマイガーデンを休廃止した場合の耕作物等に対する補償義務を負わない。

(損害賠償)

第20条 利用者は、マイガーデンの利用に際して、施設等に損害を与えたときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、これを減額し、または免除することができる。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は防災まちづくり部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 2 第7条の利用申込みその他のマイガーデンの利用に係る手続に関し必要な行為については、適用日前においても行うことができる。
- 3 改正後の第4条の規定は、令和8年4月1日以後のマイガーデンの利用に係る利用者の要件について適用し、同日前のマイガーデンの利用に係る利用者の要件については、なお従前の例による。

別表(第2条、第5条関係)

名称	位置	1区画面積	月額
マイガーデン南大井	品川区南大井一丁目13番8号	おおむね10平方メートル	2,000円
マイガーデン西五反田	品川区西五反田六丁目3番21号	おおむね7平方メートル	2,000円
マイガーデン豊町	品川区豊町三丁目11番12号	おおむね7平方メートル	2,000円

第1号様式(第7条関係)

マイガーデン利用申込書

年　　月　　日

品川区長 あて

申請者氏名

マイガーデンの利用について、つぎのとおり利用申込みをします。
利用にあたっては、品川区マイガーデン設置要綱、その他区が指示することを尊守
します。

利用資格 (第4条)	<input type="checkbox"/> 区内在住世帯 <input type="checkbox"/> 福祉または教育 <input type="checkbox"/> その他()
氏名(フリガナ) (代表者氏名)	
住所 (所在地)	
連絡先 (代表連絡先)	
農園名	<input type="checkbox"/> マイガーデン南大井 <input type="checkbox"/> マイガーデン西五反田 <input type="checkbox"/> マイガーデン豊町
利用期間	年　　月　　日　～　　年　　月　　日

第2号様式(第8条関係)

マイガーデン利用承認書

年 月 日

様

品川区長

つぎのとおり、マイガーデンの利用を承認します。

1. 利用承認マイガーデン マイガーデン 第 区画

2. 利用承認期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 利用料金 年額 (月額 円× 月分)

注意事項

- 上記利用承認期間にかかわらず、都合により利用期間の途中で農園を廃止し、利用期間が短縮される場合があります。
- 利用にあたっては、品川区マイガーデン設置要綱その他区が指示することを必ず守ってください。これらに違反した場合は、利用承認を取り消すことがあります。

第3号様式(第14条関係)

マイガーデン変更届書

年　　月　　日

品川区長 あて

申請者氏名

マイガーデンの利用について、下記のとおり変更届を提出します。

氏名(フリガナ) (代表者氏名)			
利用農園	マイガーデン	第	区画
変更事項	利用世帯の住所変更(団体の場合は所在地) 新住所 旧住所		
	利用世帯の代表者変更 新代表者 旧代表者		
	マイガーデン利用の中止 中止理由		
	その他の 内容		

第7号様式(第15条関係)

マイガーデン利用承認取消等通知書

年　　月　　日

様

品川区長

マイガーデンの利用について、つぎのとおり取消・制限・停止を決定しましたので、下記のとおり品川区マイガーデン設置要綱第15条の規定により通知します。

記

氏名(フリガナ) (代表者氏名)			
住所 (所在地)			
利用農園	マイガーデン	第	区画
取消・制限・停止の別	<p>① 利用承認の取消 取消内容</p> <p>② 利用の制限 制限内容</p> <p>③ 利用の停止 停止期間</p>		
〔取消・制限・停止の理由〕			